

各都道府県地域交通担当部局
各都道府県財政担当部局
各都道府県市区町村担当部局

} 御中

国土交通省物流・自動車局旅客課
国土交通省総合政策局地域交通課
総務省自治財政局調整課

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算出方法の見直し等について

地域公共交通の確保・維持・改善については、これまで国土交通省として、地域公共交通確保維持事業の実施等を通じて支援するとともに、バス事業者においても、DX・GX化の推進による経営の効率化、運賃改定等の収支改善の取組等を進めているところですが、輸送人員の減少、燃料費価格の高騰、運転者不足などバス事業を取り巻く環境は依然として非常に厳しい状況となっています。

こうした中で、生活交通として重要なバス路線の維持が図られるよう、国土交通省として、地域公共交通確保維持事業に係る制度を見直すこととし、今般、令和6年度予算案において所要の予算を盛り込んでいるところです。今後、予算の成立にあわせ、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「補助要綱」という）を改正し、令和6年度事業から地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の算出方法を見直す予定です（なお、見直し方針については、別紙を参照願います。）。

これに伴い、地方公共団体が行う赤字バス路線への欠損補助に要する経費について、以下のとおり、見直し後の国の補助制度と同様の措置を講じた場合についても、特別交付税措置の対象となります。

- ・国庫補助対象路線において国庫補助に協調して行う補助について、見直し後の国の補助対象経費と同様の算出方法に見直す場合
- ・国庫補助対象外路線において見直し前の国の補助対象経費と同様の算出方法で欠損補助を行う団体が、見直し後の国の補助対象経費と同様の算出方法に見直す場合

今後、予算成立結果を踏まえて詳細を決定し、地方公共団体向けに具体的な見直し措置についてご説明する予定ですが、上記を踏まえて、検討・準備のほどよろしくお願い致します。

また、本事務連絡について、管内の市区町村にも情報提供いただくようお願いいたします。

【スケジュール（見込み）】※国土交通省において対応予定

- ・令和6年3～4月 補助要綱の改正
- ・令和6年4月～ 地方公共団体向け説明会等の実施
- ・令和6年11月 交付申請時から適用開始

※令和6年度事業（R5.10.1～R6.9.30）から新制度適用

以上

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算出方法の見直しの方針について

- 現行制度においては、費用から収入を控除した額が補助対象経費とされるのが原則。
- ただし、費用が、地域キロ当たり標準経常費用(ブロック単価)を上回る場合には、「ブロック単価制度に基づくカット措置」が適用され、この場合、費用のうちブロック単価を超える部分(A)はカットされ、一律に事業者の持ち出しとなる。
- この制度を見直し、補助対象期間の前々補助対象期間(基準期間)に運賃改定を行った事業者については、当該運賃改定による収入の増加分(X)を収入から控除することにより補助対象とすることとし、事業者の持ち出しは、Xの大きさ分減少することとなる。
- 基準期間より前の期間の運賃改定による収入の増分については、運賃改定後逡減していくものとみなして、2カ年目は2/3、3カ年目は1/3を乗じて、補助額算定に用いる予定。
- なお、実際には、XがAより大きくなることもあるため、カット措置がなくなり、コストの全額が補助されるケースもある。

※ 2～4頁において、R4事業年度、R3事業年度及びR2事業年度のそれぞれにおいて運賃改定を行ったケースにおけるR6事業年度での補助対象経費の算定方法を図示しているので参照されたい。

〔交付要綱の改正イメージ〕

- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間(※1)を含む過去3年間(※2)における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。
- 前項の規定に関わらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」は、当該運賃改定が行われた時期に応じて①～③によって算出される額を前項で得られる額から減じた額とする。

ただし、①～③によって算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分を上回る場合は、当該差分を前項で得られる額から減じた額とする。

①基準期間に運賃改定が行われた場合

「基準期間における1キロメートル当たりの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷(1+「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」)

②基準期間の前補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「①で算出される額」×2÷3

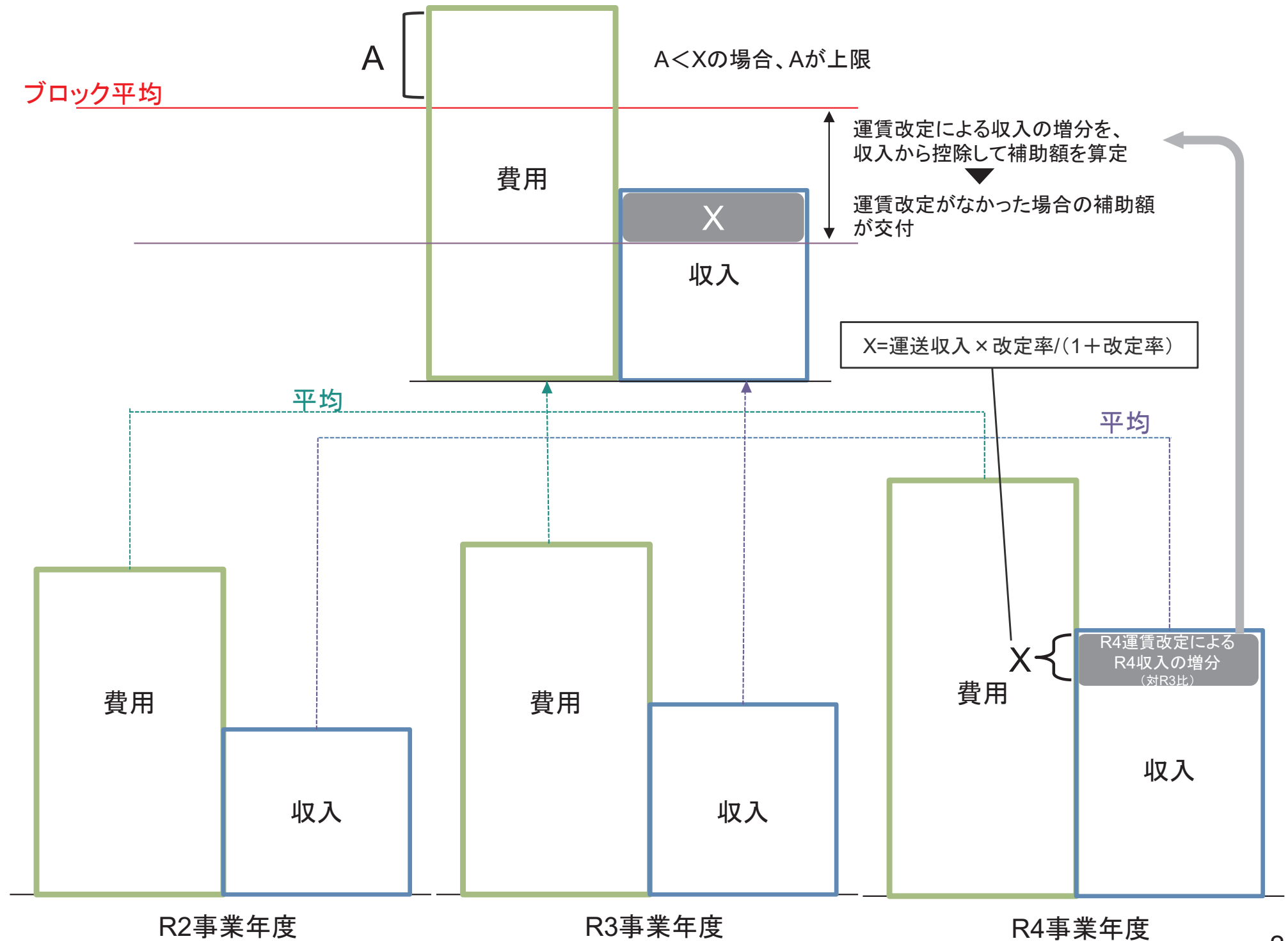
③基準期間の前々補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「①で算出される額」÷3

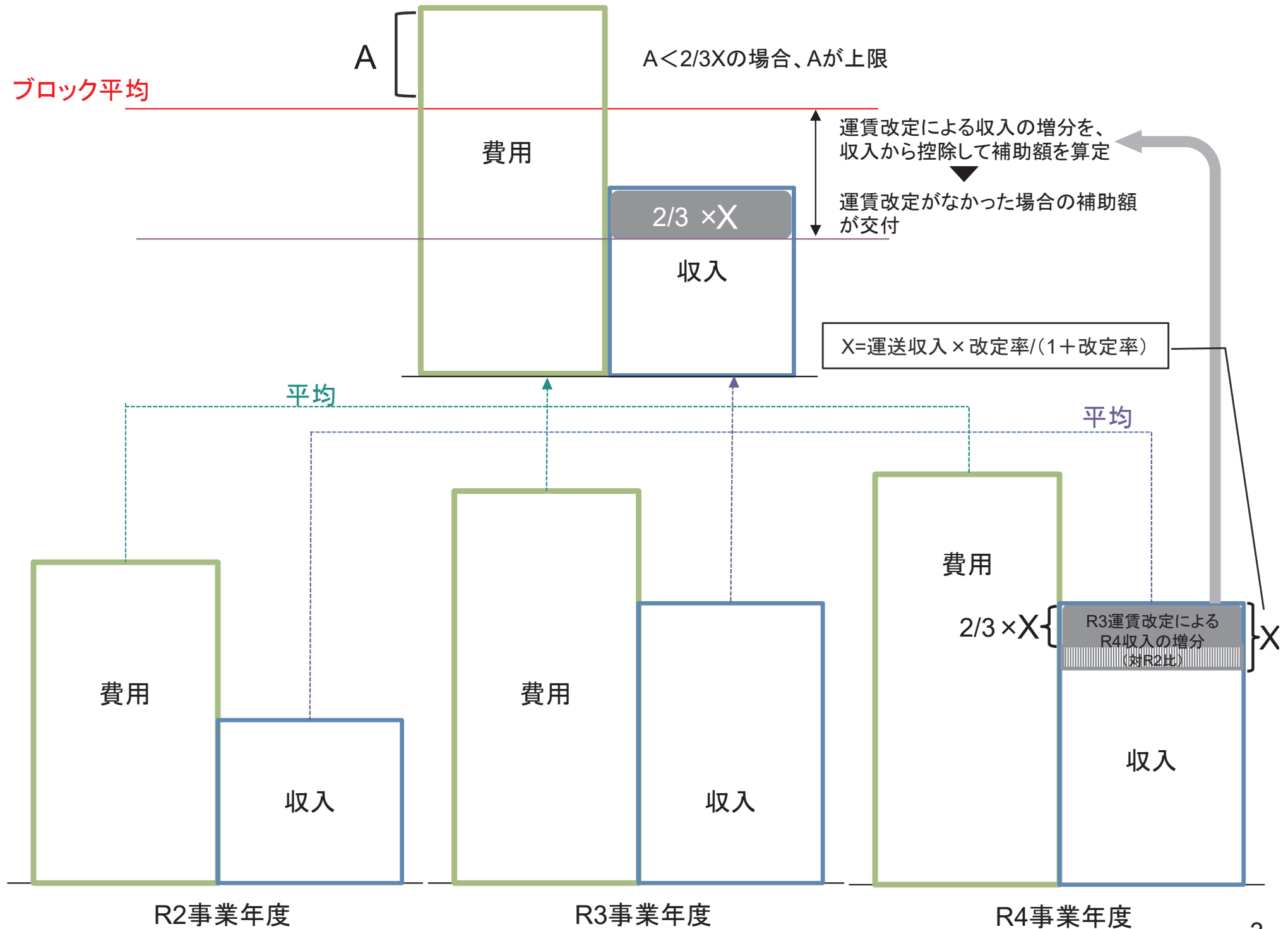
(※1) 基準期間とは、補助対象期間(10月1日～翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。

(※2) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

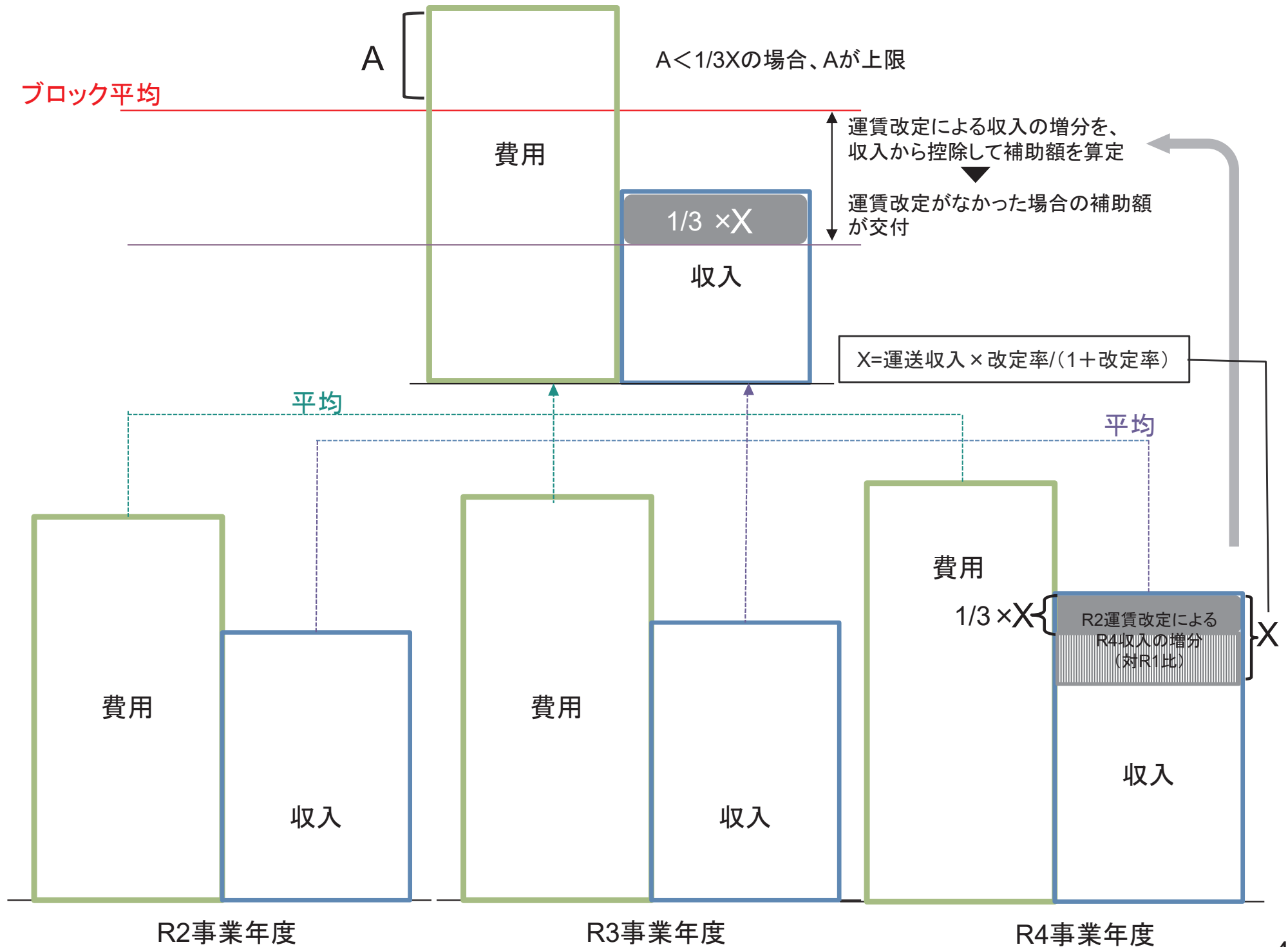
令和6事業年度の補助対象経費の算定方法①: R4事業年度に運賃改定を行ったケース



令和6事業年度の補助対象経費の算定方法②: R3事業年度に運賃改定を行ったケース



令和6事業年度の補助対象経費の算定方法③: R2事業年度に運賃改定を行ったケース



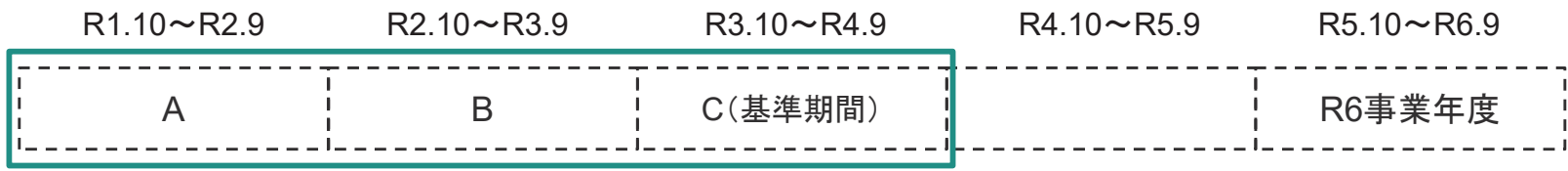
ブロック単価によるカット措置を受けている事業者への支援強化について

○ 補助対象期間の基準期間を含む3年間に上限運賃の変更認可を受け、運賃改定を実施した事業者が運行する補助対象系統に係る補助対象経費の算定方法について、以下の通り規定することにより、支援を強化。

※ ある運賃ブロックにおいて、上限運賃変更の認可を受けた場合、当該運賃ブロック内の補助対象系統に係る補助対象経費が対象

令和6事業年度の補助対象経費の算定方法

※基準期間を含む3年間に上限運賃変更の認可を受けた場合



- ① Cの期間(R3.10~R4.9)中に運賃改定を実施
→基準期間(C)における「改定による増収分」の全額を収入から控除
※基準期間(C)における収入額×(改定率÷(1+改定率))
- ② Bの期間(R2.10~R3.9)中に運賃改定を実施
→基準期間(C)における「改定による増収分」の2/3を収入から控除
- ③ Aの期間(R1.10~R2.9)中に運賃改定を実施
→基準期間(C)における「改定による増収分」の1/3を収入から控除

【事例1】運賃改定による増収分がブロック単価カット額を上回っている場合

(前提)

キロ当たり費用(3カ年平均)	420円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	250円(R2事業年度 225円、R3事業年度 250円、R4事業年度 275円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和4年9月に上限変更認可(平均改定率10%)、同年10月に実施運賃を改定

(支援強化がない場合の補助対象経費の算定)

経費	標準ブロック単価 400円	×	実車走行キロ 20,000km	=8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 250円	×	実車走行キロ 20,000km	=5,000千円
補助対象経費	8,000千円-5,000千円=3,000千円			

(支援強化がなされた場合の補助対象経費の算定)

○令和4年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R4事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除
基準期間(R4事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)= 275円×0.1/(1+0.1)=25円

○ただし、25円はキロ当たり費用(3カ年平均)のカット額20円(420円-400円)を超過していることから、控除額はカット額と同額の20円となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、250円から20円を控除した「230円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価 400円	×	実車走行キロ 20,000km	= 8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 230円	×	実車走行キロ 20,000km	= 4,600千円
補助対象経費	8,000千円 - 4,600千円 = 3,400千円			

(ポイント)

- ・支援強化の対象となる「運賃改定の時期」はあくまで、「上限変更の認可」を受けた日で判断(実施運賃の変更日ではない)
- ・控除額はブロック単価カットを受けている金額が上限



【事例2】経費と控除後の経費の差額が「経費の9／20」を上回っている場合

(前提)

キロ当たり費用(3カ年平均)	430円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	240円(R2事業年度 210円、R3事業年度 240円、R4事業年度 270円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和3年3月に上限変更認可(平均改定率20%)、同年4月に実施運賃を改定

(支援強化がない場合の補助対象経費の算定)

経費	標準ブロック単価 400円	×	実車走行キロ 20,000km	=8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 240円	×	実車走行キロ 20,000km	=4,800千円
補助対象経費	8,000千円-4,800千円=3,200千円			

(支援強化がなされた場合の補助対象経費の算定)

○令和3年3月は以下の図のBに該当することから、基準期間(R4事業年度)における改定による増収分の2/3を、算定に用いる収益から控除
基準期間(R4事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)の2/3= 270円×0.2/(1+0.2)×2/3=30円

※この場合、控除額とカット額は同額となっている

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、240円から30円を控除した「210円」として補助対象経費を計算

経費	標準ブロック単価	400円	×	実車走行キロ	20,000km	=	8,000千円
収益	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	210円	×	実車走行キロ	20,000km	=	4,200千円
経費と収益の差額 8,000千円 - 4,200千円 = 3,800千円							
ただし、補助対象経費は経費の9/20が上限である。							
経費の9/20 8,000千円 × 9/20 = 3,600千円							
経費と収益の差額が経費の9/20を超過していることから、補助対象経費は経費の9/20である「3,600千円」となる。							

(ポイント)

- ・図のBに該当する期間における運賃改定であっても、控除するのはCの期間における改定による増収分の2/3
- ・補助対象経費は、経費の9/20が上限

